

# モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-8-1))

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-8-1)							
施策の概要	本施策は、労働保険料の収納率の向上、未手続事業の解消を推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあるため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要があります。</p> <p>そのため、労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図ります。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)業務取扱費:労働保険適用徴収業務に必要な経費(一部)[平成24年度予算額:1,517,160千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,476,597	1,386,344	1,227,025	1,446,774	1,517,160	1,792,376
		補正予算(b)	—	—	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	—	—	
		合計(a+b+c)	1,476,597	1,386,344	1,227,025	1,446,774	1,517,160	
	執行額(千円、d)	—	—	—	—			
執行率(%、d/(a+b+c))	—	—	—	—				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
測定指標	労働保険料収納率	基準値	実績値				目標値	
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		—	97.56	96.99	97.47	97.76		前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
	未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数	基準値	実績値				目標値	
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
—		37,297	42,175	39,328	40,454		前年度以上	
年度ごとの目標値		—	—	前年度以上	前年度以上			
参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S44/S44HO084.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S44/S44HO084.html</a> 労働保険適用徴収状況等の概況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp//toukei/list/roudouhoken.html">http://www.mhlw.go.jp//toukei/list/roudouhoken.html</a> 省内事業仕分け URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/">http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/</a> 関連事業の行政事業レビューシート URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/rv3.html">http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/rv3.html</a>							
担当部局名	労働基準局労災補償部労働保険徴収課	作成責任者名	徴収課長 江原由明	政策評価実施時期	平成24年9月			